

重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引

時価法によっております。

(3) たな卸資産

製品

先入先出法による原価法

仕掛品

先入先出法による原価法

原材料・貯蔵品

先入先出法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物(建物附属設備は除く)

平成 10 年 3 月 31 日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

平成 10 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までに取得したもの

旧定額法によっております。

平成 19 年 4 月 1 日以後に取得したもの

定額法によっております。

建物以外

平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したもの

旧定率法によっております。

平成 19 年 4 月 1 日以降に取得したもの

定率法によっております。

(少額減価償却資産)

取得価額が 10 万円以上 20 万円未満の減価償却資産については、法人税法の規定にもとづき 3 年間で均等償却しております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、のれんについては、5 年間の均等償却によっております。

また、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

3 繰延資産の処理方法

全額償却しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、下記のように所要額を計上しております。

一般債権

貸倒実績率によっております。

貸倒懸念債権及び破産更生債権

財務内容評価法によっております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

また、数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13 年）による按分額を費用処理する方法によっております。ただし、発生の翌期から費用処理することとしております。

(5) 投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5 リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6 ヘッジ会計の方法

(1) 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

また、ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

デリバティブ取引(為替予約取引、金利スワップ取引及び銅スワップ取引)

ヘッジ対象

相場変動等による損失の可能性があり、相場変動等が評価に反映されていないもの及びキャッシュフローが固定されその変動が回避されるもの

(3) ヘッジ方針

ヘッジ対象の識別は個別契約ごとにヘッジ指定文書を用いて行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

有効性の評価方法は半年に一度行っております。また、有効性の評価方法はヘッジ期間を通じて一貫して適用しております。

ヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動の累計とを比率分析する方法により行っております。

(5) その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

取引の内容については定期的に取締役会に報告しております。

7 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

重要な会計方針の変更

有形固定資産の減価償却方法の変更

法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成 19 年 3 月 30 日 法律第 6 号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成 19 年 3 月 30 日 政令第 83 号))に伴い、平成 19 年 4 月 1 日以降に取得したのものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

これに伴い、前事業年度と同一の方法によった場合と比べ、売上総利益が 144,572 千円、営業利益が 155,901 千円、経常利益が 155,901 千円、税引前当期純利益が 155,901 千円それぞれ減少しております。

投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。この変更は、投資先である子会社等の財政状態の悪化を適時に当社に反映させ、財務内容の健全化を図るために行ったものであります。

この結果、従来の方法と比較して、税引前当期純利益が 206,500 千円減少しております。

役員退職慰労引当金

従来、役員退職慰労金は支給時に費用処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会報告第 42 号 平成 19 年 4 月 13 日)の公表を契機とし、当事業年度より役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更いたしました。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、税引前当期純利益は 269,368 千円減少しております。

追加情報

有形固定資産の減価償却方法の変更

法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成 19 年 3 月 30 日 法律第 6 号)及び(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成 19 年 3 月 30 日 政令第 83 号))に伴い、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得したものについては、償却可能限度まで償却が終了した翌年から 5 年間で均等償却する方法によっております。

当該変更に伴う損益に与える影響は、売上総利益が 31,050 千円、営業利益が 32,296 千円、経常利益が 32,296 千円、税引前当期純利益が 32,296 千円それぞれ減少しております。